

障害児支援に係るサービスの種類

障害児通所支援	児童発達支援 (対象：未就学児)	就学前の障害のある児童に対して、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練を行います
	医療型児童発達支援 (対象：未就学児)	肢体に障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います
	放課後デイサービス (対象：就学児)	学校就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な児童に対して、居宅において児童発達支援を行います
	保育所等訪問支援	障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害のある児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います